

和歌山県内水面漁場計画

和歌山県

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	類似漁業権 又は新規漁業権の別	備考
和内共 第1号	新宮川水系 熊野川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	次に掲げる基点第1号と基点第2号を結ぶ線及び基点第3号と基点第4号を結ぶ線間の熊野川本流及び支流。ただし、基点第5号と基点第6号を結ぶ線から上流の四ノ川本流及び支流、宮井橋下流端から上流の熊野川本流及び支流、基点第7号と基点第8号を結ぶ線から上流の赤木川本流及び支流、相賀橋下流端から上流の高田川本流及び支流、基点第9号と基点第10号を結ぶ線から上流の大又川本流及び支流、三重県南牟婁郡紀宝町大里東下東下橋下流端から上流の相野谷川本流及び支流並びに和歌山県新宮市新宮5442の2番地貯木橋下流端から上流の市田川本流及び支流を除く。 基点第1号 奈良県吉野郡下北山村大字下桑原字川口ノ下モ79番地の奈良県と和歌山県との境界点 基点第2号 奈良県吉野郡下北山村大字下桑原字コヤナセ800番地の奈良県と三重県との境界点 基点第3号 三重県南牟婁郡紀宝町熊野川河口部左岸堤防東南角基標 基点第4号 和歌山県新宮市熊野川右岸水難救護所警報掲台基部 基点第5号 奈良県吉野郡下北山村大字浦向字大峯山1230番地の奈良県と和歌山県との境界点 基点第6号 奈良県吉野郡下北山村大字浦向字四ノ川1226番地の奈良県と和歌山県との境界点 基点第7号 和歌山県新宮市熊野川町日足潜水橋下流端左岸に設置した標識 基点第8号 和歌山県新宮市熊野川町日足潜水橋下流端右岸に設置した標識 基点第9号 三重県熊野市神川町字黒瀬1877番地標柱 基点第10号 基点第9号から134°-09'の線と対岸との交差点	なし	令和6年 1月1日	告示の日か ら30日間	三重県熊野市神川町、育生町及び紀和町、南牟婁郡紀宝町 奈良県吉野郡十津川村 和歌山県新宮市、東牟婁郡北山村、田辺市(平成17年5月1日合併前の本宮町の区域)	令和6年1月1日から 令和15年12月31日まで	団体漁業権	類似漁業権	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	類似漁業権 又は新規漁 業権の別	備考
和内共 第2号	紀の川水系 紀の川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 もくずがに漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	和歌山市北島橋下流端から和歌山、奈良両県境に至る紀の川本流及び支流。ただし、紀の川市貴志川町に設置した諸井堰から上流の貴志川本流及び支流、伊都郡九度山町関西電力株式会社旧堰堤跡から上流の丹生川本流及び支流、橋本市御幸辻71番地国補通常砂防昭和12年度3号堰堤から上流の橋本川本流及び支流並びに和歌山市有本に国土交通省が設置した有本第二樋門から下流の有本川、真田堀川、和歌川本流及び支流を除く。	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	和歌山市、岩出 市、紀の川市、九 度山町、高野町、 かつらぎ町（平 成17年10月 1日合併前のか つらぎ町の区 域）、橋本市	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第3号	紀の川水系 貴志川	第五種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	紀の川市貴志川町諸井堰から上流の貴志川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	紀の川市（平成 17年11月7 日合併前の貴志 川町、桃山町、粉 河町の区域）、海 南市（平成17 年4月1日合併 前の海南市の区 域）、高野町、紀 美野町、かつら ぎ町（平成17 年10月1日合 併前のかつらぎ 町の区域）	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第4号	紀の川水系 丹生川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あまご漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	伊都郡九度山町関西電力株式会社旧堰堤跡から上流の丹生川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	九度山町、橋本 市（平成18年 3月1日合併前 の橋本市の区 域）、高野町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	類似漁業権 又は新規漁 業権の別	備考
和内共 第6号	有田川水系 有田川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 もくずがに漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	有田市新堂関西電力鉄塔跡から174° - 47°の方位線と対 岸との交点から上流の有田川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	有田市、有田川 町、かつらぎ町 (平成17年1 0月1日合併前 の花園村の区 域)、高野町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第13号	日高川水系 日高川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	御坊市天田橋下流端から上流の日高川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	御坊市、日高川 町、田辺市(平成 17年5月1日 合併前の龍神村 の区域)	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第15号	日高川水系 日高川	第五種 共同漁業	あまご漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	日高郡日高川町舟津堰堤から上流の日高川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	日高川町(平成 17年5月1日 合併前の中津 村、美山村の区 域)、田辺市(平 成17年5月1 日合併前の龍神 村の区域)	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第16号	切目川水系 切目川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	日高郡印南町島田マリンパーク大橋切目川第2号橋下流端及び 大浜橋下流端から上流の切目川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	印南町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第17号	南部川水系 南部川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 もくずがに漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	日高郡みなべ町山内南部大橋下流端から上流の南部川本流及び 支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	みなべ町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	類似漁業権 又は新規漁 業権の別	備考
和内共 第18号	富田川水系 富田川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あまご漁業 もくずがに漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	西牟婁郡白浜町富田川紀勢本線鉄橋下流端から上流の富田川本 流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	白浜町（平成1 8年3月1日合 併前の白浜町の 区域）、上富田 町、田辺市（平 成17年5月1日 合併前の大塔 村、中辺路町の 区域）	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	旧免許番号 和内共第1 8号及び第 19号の統 合
和内共 第20号	日置川水系 日置川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	西牟婁郡白浜町日置大橋（昭和13年完成旧日置大橋）下流端及 び日置小橋下流端から上流の日置川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	白浜町（平成1 8年3月1日合 併前の日置川町 の区域）、田辺市 （平成17年5 月1日合併前の 大塔村、中辺路 町の区域）、すさ み町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第26号	古座川水系 古座川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	東牟婁郡串本町紀勢本線古座川鉄橋下流端から上流七川ダム堰 堤に至る古座川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	串本町、古座川 町、那智勝浦町、 すさみ町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第27号	古座川水系 小川	第五種 共同漁業	あまご漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	東牟婁郡古座川町大字小川字滝の拝タキノハイ橋下流端から上 流の小川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	古座川町、那智 勝浦町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	類似漁業権 又は新規漁 業権の別	備考
和内共 第28号	古座川水系 古座川	第五種 共同漁業	あまご漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	基点 東牟婁郡古座川町大川字三尾口40番地に設置した標識 基点より45°-00'の方位線から上流の古座川本流及び支 流。ただし、七川ダム堰堤から上流の区域を除く。	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	古座川町、串本 町（平成17年 4月1日合併前 の串本町の区 域）、すさみ町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第29号	古座川水系 七川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	東牟婁郡古座川町佐田七川ダム堰堤から上流の七川本流及び支 流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	古座川町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第33号	太田川水系 太田川	第五種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	東牟婁郡那智勝浦町下里大橋上流端から上流の太田川本流及び 支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	那智勝浦町、古 座川町	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第38号	紀の川水系 貴志川	第五種 共同漁業	あまご漁業	1月1日か ら12月3 1日まで	海草郡紀美野町今西堰から上流の貴志川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日か ら30日間	紀美野町（平成 18年1月1日 合併前の美里町 の区域）、高野 町、かつらぎ町 （平成17年1 0月1日合併前 のかつらぎ町の 区域）	令和5年9 月1日から 令和15年 8月31日 まで	団体漁業権	類似漁業権	

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	類似漁業権 又は新規漁業権の別	備考
和内共 第39号	有田川水系 有田川	第五種 共同漁業	あまご漁業	1月1日から12月31日まで	有田郡有田川町前川橋下流端から上流の有田川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日から30日間	有田川町（平成18年1月1日合併前の金屋町、清水町の区域）、かつらぎ町（平成17年10月1日合併前の花園村の区域）、高野町	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	類似漁業権	
和内共 第40号	新宮川水系 熊野川	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで	新宮市相賀相賀橋下流端から上流の高田川本流及び支流 新宮市熊野川町日足潜水橋下流端から上流の赤木川本流及び支流 新宮市熊野川町宮井橋下流端から和歌山、奈良両県境に至る熊野川本流及び支流	なし	令和5年 9月1日	告示の日から30日間	新宮市、田辺市（平成17年5月1日合併前の本宮町の区域）、北山村	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体漁業権	類似漁業権	旧免許番号 和内共第34号から第36号までの統合